

## 一宮市水道事業等工事検査要領

(目的)

第 1 条 この要領は、法令その他別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による請負工事及び委託業務（以下「工事」という。）の検査について必要な事項を定め、工事の厳正適格かつ能率的な執行を確保することを目的とする。

(検査の内容)

第 2 条 検査は、原則として工事の完成を対象とし、その工事が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを設計書及び図面（以下「設計図書」という。）、契約書、仕様書その他関係書類と対比して、その適否を判定する。

(用語の意義)

第 3 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重要工事 その請負代金額が1,000万円以上（建築工事のうち、建築一式工事にあつては3,000万円以上、その他の工事にあつては1,500万円以上）の工事、補助対象工事、水道事業等管理者（以下「管理者」という）が特に指定した工事及び設計金額が50万円を超える委託業務をいう。
- (2) 一般工事 その設計金額が130万円を超え請負代金額が1,000万円未満（建築工事のうち、建築一式工事にあつては設計金額が130万円を超え請負代金額が3,000万円未満、その他の工事にあつては設計金額が130万円を超え請負代金額が1,500万円未満）の工事をいう。
- (3) 軽微工事 その設計金額が、130万円以下の工事及び50万円以下の委託業務をいう。

(検査の種類)

第 4 条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査
- (2) 出来形検査
- (3) 中間検査

(完成検査)

第 5 条 完成検査は、工事が完成したとき上下水道部が受ける給付の完了確認を行うため、当該工事の出来形、機能及び工事の進行した状況について現地において検査するものとする。

(出来形検査)

第 6 条 出来形検査は、次に掲げる場合に工事の既済部分について現地において検査するものとする。

- (1) 契約の相手方（以下「請負者」という。）から部分払いの請求があつたとき、又は部分使用するとき。
- (2) 損害金を徴収して契約期間を延長しようとするとき。

(3) 工事の打切り又は契約の解除があった場合において、請負者に出来形に応じ支払をするとき。

(中間検査)

第 7 条 中間検査は、完成後、検査し難い部分がある場合その他契約の適正な履行を確保するため必要があると認められる場合、工事の施工中途において適時行うものとする。

(検査員の設置)

第 8 条 工事の検査を行わせるため、主任工事検査員及び工事検査員（以下「検査員」という。）を置く。

2 検査員は、管理者が任命する。

3 検査員には、工事検査員証（様式第1号）を交付する。

4 検査員は、検査を実施する場合は、常に工事検査員証を携行し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 主任工事検査員は重要工事及び一般工事の検査及び検査員の統轄管理を行う。

6 主任工事検査員は、工事ごとに検査員を指名するものとする。ただし、軽微工事及び委託業務については、工事担当課長に指名させることができる。

7 主任工事検査員に事故ある場合は、主任工事検査員があらかじめ指定した工事検査員がその職務を行う。

(検査員の職務)

第 9 条 検査員は、検査の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、一宮市契約規則（昭和50年一宮市規則第16号）その他の規定に基づき、厳正にその職務を行わなければならない。

2 検査員は、検査の実施に伴い、その経路及び工事箇所における道水路等の保全状況を把握し、危険箇所を発見した場合は、工事担当課長に通知しなければならない。

(検査の委託等)

第 10 条 特に専門的知識技能を必要とする検査については、検査員は、管理者の承認を得て他の職員を検査員とし、又は職員以外の者に委託して検査させることができる。

2 第8条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により検査を行うものについて準用する。

(検査の方法)

第 11 条 検査員は、契約書、設計図書、仕様書等により公平かつ的確に検査しなければならない。

(検査員の調査権)

第 12 条 検査員は、検査のため必要と認めた場合は、請負者又は現場代理人、主任技術者その他の使用人（以下「請負者等」という。）に対し、口頭若しくは書面により説明を求め、若しくは必要な書類を提示させ、又は監督員から意見を聞くことができる。

(検査の立会い)

第 13 条 検査員は、第4条各号の検査を実施しようとするときは、専任監督員及び請負者等の立会いのうえ行わなければならない。ただし、主任監督員は他の公務等のためやむを得ない場合を除き、立会いすることとする。

(写真等による検査)

第 14 条 検査員は、地中又は水中等外部に現われない工事でその適否の確認が困難なものについては、監督員から工事の施工の状況等を聞くとともに、写真、資料、記録その他事実を証する資料に基づいて検査するものとする。

(破壊検査及び特殊検査)

第 15 条 検査員は、検査のため必要があると認められるときは、工事の既済部分の一部を破壊し、又は特殊な機器を用いて出来形の適否を検査するものとする。この場合における破壊は、必要最小限にとどめなければならない。

(製造物の検査)

第 16 条 検査員は、製造物が工事の一部とされる場合は、当該製造物の製造者又は納入者に工事等における検査記録その他関係書類の提示又は提出をさせ、説明を求め、かつ、工場における製造について検査することができる。

(支給材料の使用状況の検査)

第 17 条 検査員は、支給材料がある工事については、関係書類に基づいてその使用状況を検査しなければならない。

(完成検査の実施)

第 18 条 検査員は、監督員を経て完成品の提出があったときは、速やかに完成検査を実施し、完成検査完了報告書（一宮市公共工事施行に関する事務取扱要領（以下「要領」という。）様式第40号（その1））を作成して、工事担当課長に報告するものとする。

2 検査員から完成検査完了報告書により報告を受けた工事担当課長は、完成検査完了通知書（要領様式第40号（その2））を請負者に交付しなければならない。

(出来形検査の連絡及び実施)

第 19 条 検査員は、監督員から出来形検査の連絡を受けたときは、当該工事の出来形を判定するとともに、当該出来形に不応部分払額を定め、出来形検査報告書（要領様式第42号（別紙1））に算定内訳資料を添付して、工事担当課長に報告するものとする。

2 検査員から出来形検査報告書により報告を受けた工事担当課長は、出来形検査通知書（要領様式第42号の2）を請負者に交付しなければならない。

(検査の委託等の手続)

第 20 条 第10条の規定により他の職員を検査員とし、又は職員以外の者に検査を委託しようとするときは、工事の概要理由、期間等について管理者の決定を受けなければならない。

- 2 前項による検査の受託者から検査結果の報告があったときは、検査員は、これを確認し、検査結果等の関係書類を工事担当課長の決裁を得て、契約担当課長に回付しなければならない。

(中間検査の実施)

第 21 条 検査員は、中間検査を適時実施し、工事が設計図、仕様書、工程表等に基づき施工されているかどうか点検し、必要があると認めるときは、工事担当課長に中間検査の結果を通知するものとする。

(工事の手直し)

第 22 条 検査員は、第18条の規定による完成検査の結果、その工事が設計図書等と対比して、不完全であると認められるときは、請負者等にその事由を明示するとともに、工事担当課長に対し、工事手直し通知書（様式第2号）により工事手直しを求めなければならない。ただし、軽易な事項については、検査の際に口頭で指示することができる。

- 2 工事担当課長は、前項の工事手直し通知書を受領したときは、速やかに工事手直し指示書（様式第3号）により、請負者に工事の手直しを指示しなければならない。

- 3 監督員は、前項の規定により指示された工事の手直しが完了したときは、工事手直し完了届（要領様式第38号の2）を請負者から提出させ、検査員に回付しなければならない。この場合において検査員は、工事の手直しの内容を検査し、合格と認めるときは、完成検査完了報告書にその旨を記入し工事担当課長に報告するものとする。

(その他)

第 23 条 第18条及び第19条の検査のための工事成績評定表、基準等、この要領に定めるもののほか検査に必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する

(表)

<u>証票番号</u>	
写 真	一 宮 市
	工 事 検 査 員 証
	氏名
	( 年 月 日生)
有効期限	年 月 日
一宮市水道事業等管理者	

(裏)

注 意 事 項	
1. 検査を実施する場合は、常に携行しなければならない。	
2. 紛失した場合は、速やかに届け出て再交付をうけること。	
3. 検査員でなくなった場合は、直ちに返還すること。	

## 工事手直し通知書

年 月 日

(工事担当課長) 様

主任工事検査員

工 事 番 号	第 号		
工 事 名			
工 事 場 所			
検 査 員	工 期	自	年 月 日
		至	年 月 日
検 査 年 月 日		工事手直し期限	年 月 日

上記工事について完成検査を実施した結果、下記事項について手直しを求めます。

工事手直し等指示事項

1 部は検査員控え



<h2 style="margin: 0;">工事手直し指示書</h2>			
			年 月 日
(工事請負者) 様		一宮市水道事業等管理者 印	
工事番号	第 号		
工事名			
工事場所			
検査員	工 期	自	年 月 日
		至	年 月 日
検査年月日	工事手直し期限	年 月 日	
上記工事について完成検査を実施した結果、下記事項について手直しを求めます。			
工事手直し等指示事項			

1 部は工事担当課控え

